

保安・従事者手帳 交付申請について

※お申込み先は【別紙1】をご参照ください

- ①保安責任者試験合格発表日・発破技士免許証の交付日から6か月以内の申請…保安手帳(黒)/従事者手帳(青)
- ②保安責任者試験合格発表日から6か月以降の申請※手帳期限切れも同様【再教育講習受講必要】…保安手帳(黒)
- ③発破技士免許証の交付日から6か月以降の申請※手帳期限切れも同様【保安教育受講必要】…従事者手帳(青)
- ④発破技士免許証未取得での申請※手帳期限切れも同様【保安教育受講必要】…従事者手帳(黄)

■ 申請手数料(1名分)※申込前にご入金の上、振込が確認できる書類の写し等をご準備ください。(詳細は「必要な書類 項目5」)

- ・ 会員(京都府内の各地区火薬類保安協会に加入する事業所の従事者)
¥6,600-
- ・ 非会員
¥8,600-

■ 必要な書類(1名分)

1 交付申請書

- ・ 所属事業所欄は、本社・支店・現場事務所等の連絡可能な所在地を記入してください。
- ・ 現場事務所が共同企業体の場合は、勤務先の会社名を記入してください。
- ・ 本人印・所属事業所印(責任者の認印でも可)は必ず押印してください。
- ・ 訂正箇所がある場合は、訂正印を押印してください。

2 写真(縦4.5cm×横3.5cm)・・・2枚(白黒・カラーどちらでも可)

- ・ 内1枚は1の写真貼付箇所に貼り付けてください。
- ・ 無帽・正面上半身像・無背景・申請前6か月以内撮影したもの。
- ・ 裏面に、撮影年月日、氏名、生年月日を記載してください。

3 保安手帳：甲種・乙種 火薬類取扱保安責任者免状の写し

従事者手帳：発破技士免許証の写し(コピー・両面) ※④の場合は不要

- ・ 保安責任者免状を紛失した場合は、免状の交付を受けた都道府県の担当課に、免状の再交付を申請してください。
- ・ 発破技士免許証を紛失した場合は、住所地の労働局または、直近に免許証の交付を受けた労働局に、免許証の再交付を申請してください。

4 失効した保安・従事者手帳

- ・ 失効した手帳をお持ちの方は、ご提出ください。

5 金融機関が発行する振込受取書・振込明細の写し (【別紙2】をご確認ください)

- ・ 振込口座：京都銀行三条支店 普通預金 343179 京都府火薬類保安協会連合会 会長 小崎 学
- ※恐縮ですが振込手数料はご負担願います。
- ※弊団体は適格請求書発行事業者ではありませんので、インボイスの対応はいたしかねます。
- ※金融機関が発行する振込受取書・振込明細の写しを領収証に替えさせていただきます。
- ※現金でお支払の場合は不要です。窓口、または郵送(現金書留にて必要書類に同封)にてお支払いください。

6 返信用封筒(長3形)又はレターパック(赤) ※郵送での受け取りを希望する場合

- ・ 簡易書留で発送いたします。受け取り可能な住所または所在地を記入してください。
- ・ 手帳冊数に応じて、以下のとおり郵送に必要な送付資材が異なります。該当する資材を同封してください。
- 手帳1冊→長3形封筒(460円切手貼付) ●手帳2冊→長3形封筒(530円切手貼付) ●手帳3冊以上→レターパック(赤)

7 受講証明書

- ・ ②の方は再教育講習、③④の方は保安教育講習の受講証明書を添えて申請してください。

■ その他

- ・ 支払いは複数名分ご入金いただいても差し支えありません。申請書類等は払込人数分を一括して、【別紙1】のお申し込み先へ提出願います。
- ・ 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験合格発表日・発破技士免許証の交付日から6ヶ月を過ぎて申請すると、再教育(保安手帳)、保安教育(従事者手帳)講習の受講が必要になります。手帳交付要領は同じです。
- ・ 現在有効な保安手帳又は従事者手帳を所持し、新たに免状又は免許を取得された方は、保安教育受講が免除になる場合がありますので別途ご連絡ください。

京都府火薬類保安協会連合会 各地区火薬類保安協会一覧 (手帳関係申請 受付窓口)

申請に必要な書類は、下記の保安協会へご提出ください。
ご提出方法は、郵送または窓口での手渡しのいずれでも可能です。
なお、会員の方は、所属する地区協会を通じて申請してください。

地区協会名	〒	住所	TEL	FAX
京都建設業火薬類保安協会	604-0944	京都市中京区押小路通 柳馬場東入橋町645 京都建設会館 内	075-231-4161	075-241-3128
京都山城地区火薬類保安協会	604-0002	京都市中京区室町通夷川上ル 鏡屋町50番地の5 京都土木会館 内	075-231-7976	075-231-7923
北桑田火薬類保安協会	601-0251	京都市右京区京北周山町 上寺田1-1 京北商工会館 内	075-852-0481	075-852-6055
亀岡市火薬類保安協会	621-0115	亀岡市東別院町 栢原岩ヶ谷1-5 京阪碎石株式会社 内	0771-27-2319	0771-27-2945
船井郡火薬類保安協会	622-0004	南丹市園部町 小桜町173-1 船井建設業組合 内	0771-62-0224	0771-63-2014
綾部市火薬類保安協会	623-0037	綾部市並松町 上番取8-6 綾部建設会館 内	0773-42-0714	0773-42-8805
福知山火薬類保安協会	620-0055	福知山市篠尾新町1-4 福知山建設会館 内	0773-22-3467	0773-22-8700
舞鶴地区火薬類保安協会	625-0087	舞鶴市字余部下1194 舞鶴建設会館 内	0773-62-1296	0773-63-3990
与謝地方火薬類保安協会	626-0041	宮津市鶴賀2089-1 宮津建設会館 内	0772-22-2337	0772-25-2071
京丹後火薬類保安協会	627-0012	京丹後市峰山町杉谷1023 京丹後建設会館 内	0772-62-0012	0772-62-3551
相楽郡火薬類保安協会	619-0214	木津川市木津雲村110-5 相楽建設業会館 内	0774-72-4960	0774-72-4611

振込が確認できる書類等の例
(金融機関が発行する振込受取書・振込明細)

書類の種類	説明
ATM振込利用明細票	ATMで振込した際に発行される日時・金額・振込先が記載されているもの。
インターネットバンキングの取引明細画面の印刷	ネット振込後に表示される完了画面や履歴画面を印刷したもの。
通帳の記帳ページのコピー	振込内容が記帳されているページのコピー。振込日・金額・振込先が確認できるもの。
振込受付メール（ネットバンキング）	銀行の振込完了通知メールで、内容が明確であるもの。
銀行発行の振込証明書	銀行窓口で発行依頼する正式な証明書。